

「県税の広報活動に関するアンケート」の実施報告について

税務政策室が実施しました「県税の広報活動に関するアンケート」の結果を下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

アンケートにご協力いただきました e - モニターの皆様に改めてお礼申し上げます。

アンケート概要

1 実施期間

2009年6月4日(木)～2009年6月22日(月)

2 意見募集の結果

対象者数 1,505名

回答者数 1,165名

回答率 77%

3 回答者属性

<性別>

	男性	女性
回答者数	631名	534名
構成比	54%	46%

<年齢層別>

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
回答者数	151名	279名	280名	242名	153名	60名
構成比	13%	24%	24%	21%	13%	5%

<地域別>

	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
回答者数	515名	322名	168名	117名	43名
構成比	44%	28%	14%	10%	4%

アンケート結果を受けて

Q1・Q2 自動車税の納期と広報媒体について

今年の自動車税の納期限が6月1日であったことをご存じだったかどうかについて伺いました。結果は、「知っていた」が82%、「知らなかった」が17%でした。

また、納期限を知るきっかけとなった広報媒体については、「納税通知書」が63%と最も多く、次いで「県政だよりみえ」(10%)、「家族や友人から聞いた」(8%)となりました。

「その他」(5%)の具体的記載内容の大半は、「毎年同じ時期だから必然的に覚えている」という回答でした。

自動車税の納期については、多くの方に認知していただいていることが分かりました。また、納税通知書が、広報媒体として有効な手段であることも分かりました。

Q3 ポスターの掲示場所について

Q2で、自動車税の納期限をお知らせするポスターをご覧になった方は30名(2%)でした。Q3では、そのポスターをどこでご覧になったかという質問をしたところ、「金融機関」(34%)、次いで「郵便局」(17%)、「コンビニエンスストア」(13%)という結果になりました。

Q4 自動車税の納付場所について

この質問については、金融機関(45%)、次いで「コンビニエンスストア」(23%)、「ゆうちょ銀行・郵便局」(11%)、「口座振替」(8%)でした。

自動車税は、平日お時間がない方にも便利な、コンビニエンスストアでの納税ができます。他にも、銀行等での口座振替、郵便局での自動払込による納税、ペイジーを利用した納税もしていただくことができます。

Q5 クレジットカードによる納付について

クレジットカードによる納付が可能になれば利用するとお答えになった方は16%であり、77%の方が、クレジットカード納付を利用しないという結果になりました。

利用しない理由として、「手数料がかかる」という意見が多くありました。

三重県では、今後クレジット納付の導入について、利便性や手数料の問題を踏まえ、他県の導入状況等も調査のうえ、検討していきたいと思えます。

Q6・Q7・Q8・Q9 各制度について

Q6～Q9では、各制度についてご存じかどうかを伺いました。

- ・Q6の「自動車税納税通知書の右端が納税証明書(継続検査用)となっていること」について、「知っていた」とお答えになった方は、91%でした。
- ・Q7の「転居された場合、運輸支局にて住所の変更手続きを行う必要があること」をご存じだった方は74%でした。
- ・Q8の「車をほかの方に譲られた場合や廃車をした場合には、運輸支局で名義変更や廃車の手続きを行う必要があること」をご存じだった方は、90%でした。

・Q10の「自動車税のグリーン化税制」についてご存じだった方は、73%でした。

これらの各制度については、既に多くの方に認識していただいていることが分かりました。

Q10 県税全般に関する広報媒体について

皆さんが県税全般に関する情報を何から得られているのかについて伺いました。

最も多かった広報媒体は、「県政だよりみえ」で34%でした。次いで、「新聞」(14%)、「チラシ・リーフレット」(7%)、「テレビ」(7%)となりました。

一方で、「情報を得ていない」と回答された方が17%いらっしゃいました。

今後、有効な広報媒体を利用して、税に関する最新の情報、重要な情報を皆さんにお知らせしたいと思います。

なお、県税に関する情報を掲載したホームページを作成しておりますので、下記のアドレスをご覧ください。

< 総務部税務政策室のオリジナルページ「県税のページ」 >

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>

Q11 今後の活動について

県税に関する内容で、皆さんがどんなことに関心をお持ちなのかを伺いました。結果は次のようになりました。

第1位「県税の用途について」

第2位「徴収率などの納付状況に関する情報」

となりました。

今後、ホームページや、県政だより等を利用して、上記2点について重点的に紹介していきたいと考えています。その他にいただいたご意見についても、機会を見つけ、広報を行っていききたいと思います。

《参考》

県税の用途について

平成21年度の歳入予算額は総額6,696億3,797万6千円です。そのうち県税の占める割合は、33.8%となっており、県の貴重な自主財源となっています。

なお、県税は、その収入の使いみちが特定されているかいないかによって、普通税と目的税に分かれています。

使いみちが特定されている税金を目的税といい、三重県の場合は、狩猟税と産業廃棄物税の2種類があります。

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって、狩猟ができる資格を得ることにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護や狩猟に要する費用に充てられます。また、産業廃棄物税は、資源循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他

適正な処理に係る施策に要する費用に充てるための税金です。

一方、使いみちが特定されていない普通税は、自動車税、個人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税などがあります。

なお、平成21年度の税制改正によって、自動車取得税と軽油引取税も、目的税から普通税へと改められました。

これら普通税は、使いみちが特定されていないため、教育、土木、福祉など様々な県が行う施策の財源となっています。

平成21年度の当初予算について詳しくは県のホームページをご覧ください。

< 「県税のページ」(三重県の台所・三重県の取組) >

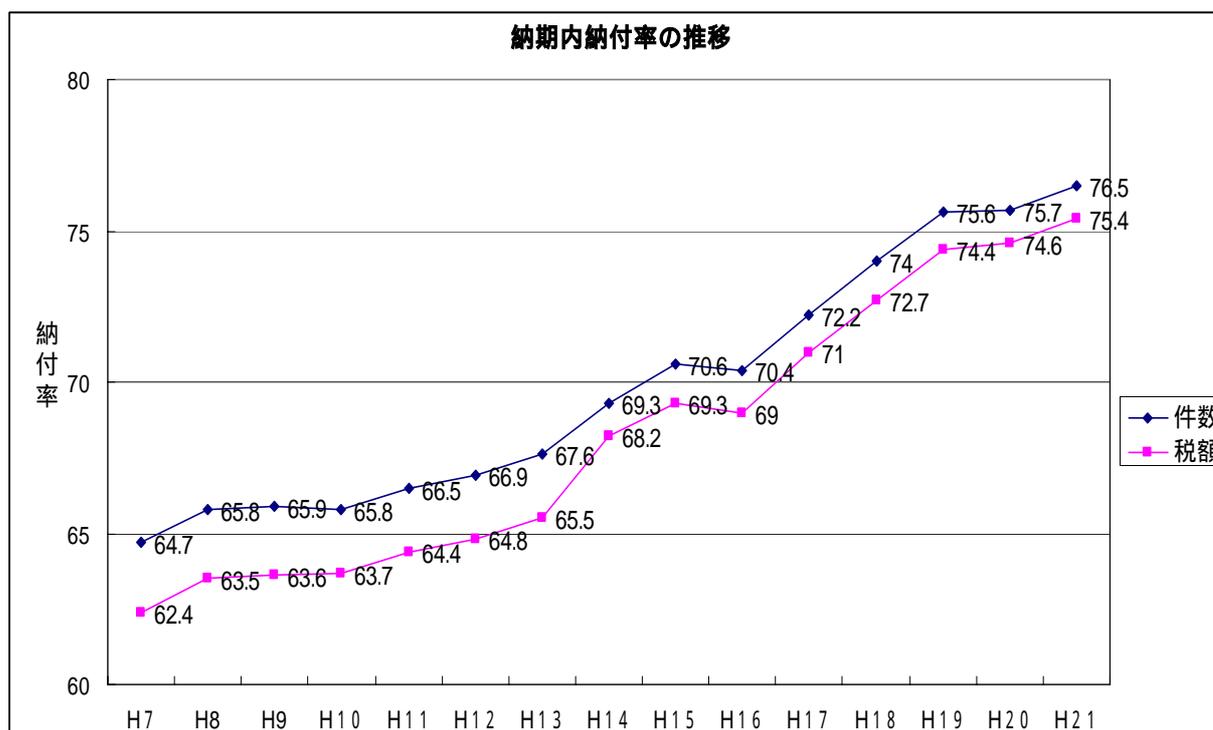
<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/000121640.htm>

< 平成21年度当初予算の状況 >

<https://www.pref.mie.lg.jp/Zaisei/HP/41505029459.htm>

納税状況について

平成21年度の自動車税の納期内納付率は、76.5%と、過去最高の数値となりました。(納期内納付率の推移は下記のグラフ参照)



その他の納税状況等については、今後、ホームページ等でご紹介する機会を設けたいと考えています。

Q12 県税事務所の利用について

県税事務所を利用されたことがあるかどうかについて伺いました。

利用したことがある方は、17%で、利用したことがない方は、82%でした。

県税事務所は、納税証明書の発行や、各種申請の受付、納税相談等の県民の皆様身近なサービスを提供しています。

皆様のお住まいの近くで行政サービスを提供できるように、県内に8県税事務所が設けられております。どうぞ、お気軽にご相談をお寄せください。

県内の県税事務所所在地については、「県税のページ」の「事務所一覧」
<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16315017862.htm> をご覧ください。

Q13 滞納処分について

県が、滞納者に差押などの厳しい態度で臨んでいることをご存じかどうか伺いました。「知っていた」とお答えになった方は、61%、「知らなかった」とお答えになった方は、38%でした。

県では、納めていただくことができなかつた方には、正しく納税をしていただいている方との公平・公正さを保つためにも、積極的に滞納処分を行っています。

例えば、自動車税を納期限までに納めていただけなかつた方には、督促状等を送付し、自主納税を促しますが、最終的には預金や売掛金などの債権のほか、不動産、自動車などを差し押え、インターネット公売で売却し、その代金を滞納している税金に充てています。

ホームページでもご紹介していますので、ご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/30592017937.htm>

Q14 県税差押強化月間について

県では、毎年度12月・1月を「県税差押強化月間」として取り組んでいることをご存じかどうか伺いました。「知っていた」とお答えになった方は5%、「知らなかった」とお答えになった方は94%でした。

Q15 その他

県税や県税事務所へのご意見を伺いました。

多くのご意見をいただきありがとうございました。主な意見とそれに対する県の意見・考え方を次のとおり取りまとめました。

(1) 最も多かったのは、Q11と同様に、「県税の用途について」でした。

「無駄をなくし、有効に使ってほしい。使いみちを公表してほしい。」というご意見を多くいただきました。

県税の用途については、Q11をご参照ください。

(2)「県税についてのPR」に関しても、たくさんご意見をいただきました。

主な意見は、「税の用途、種類と納税時期をわかりやすく説明したリーフレット等を納税通知書に同封するなどして、納税意識を向上させる。」「児童・生徒に租税教育をする。」などです。

誰が何のためにこういった税金を納めるのか、納めないとどうなるのかといった内容について、県政だより等の広報紙、ホームページ、パンフレットにより啓発を進めていきたいと考えています。

(3)「滞納整理」についてのご意見も多くいただきました。

多くの方が、「まじめに納税している人が不公平にならないように、滞納者には厳しく対処すべきである。特に、払えるのに払えない滞納者にはより厳しく対処すべき。」との思いを強くお持ちのようです。一方、昨今の厳しい経済情勢を反映してか、「納めたくても納められない人」のため、相談窓口の設置を求める。」との声もあがっています。

納期限までに納税されなかった場合、督促状を送付し、その後文書等による催告を行っても納付いただけないときは、財産状況を調査の上、預金や売掛金などの債権の他、不動産、自動車などを差し押えしています。差し押さえた物件はインターネット公売を行うなどして換価し、その代金を滞納している税金に充てていきます。

納期限内に納税していただいた方との公平・公正を保つ観点からも、今後も引き続き、滞納者に対しては厳正な対応をまいります。

また、納税相談については、県税事務所において応じております。財産の保有状況、滞納の状況、納税者との公平性を著しく損なわないこと等を勘案のうえ、納付計画等を具体的に相談させていただいております。

(4)自動車税についてのご意見もいただきました。主な意見と、それに対する回答は以下のとおりです。

「納税方法について、クレジットカード払いやオンライン決済(Web決済)、口座振替を導入してほしい。」

〔回答〕

クレジットカードを利用した納付方法の導入は、納税者の利便性向上を通じて地方税徴収率を向上させるための有効な手法のひとつと考えています。

しかし現状では、クレジットカードで地方税を納付することは、クレジットカード会社の立替払いとなるから、クレジットカード会社から三重県に当該地方税が納付されるまで納税証明書が発行できないという問題があります。また、クレジットカード会社に支払う手数料として税額の1%程度のコストがかかってしまう等の問題もあります。

こうしたことから、導入については、全国の様態等を注視しながら、検討していきたいと考えています。

なお、自動車税、不動産取得税、個人事業税については、パソコンやATMを利用した納付（ペイジー（Pay-easy））が可能となっています。

また、口座振替による納税については、すでに自動車税および個人事業税に係る銀行等での口座振替、郵便局での自動払込が利用できます。

ペイジー、口座振替の詳細については、県ホームページ「くらしと県税」

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/000121640.htm>

をご覧ください。

「自動車税の納期をボーナス支給後の7月としたり、分割での納付はできないか。」

〔回答〕

自動車税の納期については、地方税法149条「自動車税の納期は、5月中において、当該道府県の条例において定める。」を受けて、三重県県税条例第128条第1項において、「自動車税の納期は、5月1日から5月31日までとする。」と定めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、自動車税の分割納付についても、地方税法において個人事業税や固定資産税のような複数の納期が規定されていないことから、原則、納期限である5月31日まで一括して全額を納めていただくこととしています。

納期限までに納付できない特別な事情のある方につきましては、納期限までに納付された方との公平性を確保するためにも、生活状況・資産状況等の詳細をお聞きし、やむを得ないと判断される場合のみ、分割で納付していただくこととなります。

「自動車税の算定根拠を知りたい。」

〔回答〕

自動車税の税率については、地方税法第147条において、「自動車税の標準税率は次の各号に定める自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。」と規定されており、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税額が定められております。

グリーン化税制について

「年式が古いという理由で税額が上がるのは納付できない。」

〔回答〕

自動車の排出ガスや燃費性能などで、環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする「自動車税のグリーン化税制」が平成13年度（軽課・重課の開始時期は平成14年度）に導入されました。

通常税率より安くなる軽課については、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）と低排出ガス車（低燃費車でないものを除く）を対象に、その排出ガス性能に応じて軽課を行うこととされました。

通常税率より約10%高くなる重課は、個々の自動車についてその排出ガス性能を測定することは困難であることから、一定の外形的基準を設定しています。具体的には、製造時の排ガス性能が当時の排出ガス規制値の2倍以上悪かった車を基準としつつ、ものを大切に作る観点や早期廃車による環境負荷にも配慮し、ディーゼル車

については新車新規登録後11年(普通貨物車の平均使用年数10.6年を参考に決定)を経過したもの、ガソリン車については新車新規登録後13年を経過したものについて、それぞれ標準税率の10%の重課を行うというものです。

こうした基準に依った理由として、自動車の使用頻度はさまざまであることから、年数経過による触媒性能の悪化よりも製造時の絶対的な排出ガス性能に着目すべきであること、さらに、絶対的に排出ガス性能の悪いディーゼル車をガソリン車と同様に扱うことは適当でないことが挙げられます。

この「自動車税のグリーン化税制」の制度は、自動車税という多くの国民に身近な税において環境に配慮した仕組みを導入することで、国民の環境問題に対する意識を高める効果を期待して実施されておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、重課等に関する情報については、県ホームページ

(<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/hp/index.htm>)

に掲載するとともに、重課・軽課に関するお知らせを自動車税納税通知書に同封するなど周知を図っています。

コンビニ納付について

「自動車税がコンビニ納付できるようになり便利になった。他の県民税もコンビニ払いができないか。」

〔回答〕

現在、コンビニ納付を自動車税に限定している理由は、コンビニ納付が可能となる次の3条件を満たすのが自動車税のみであることからです。

当該税金が納税通知書を発送する形式であること(事前にバーコードを印字する必要があるため)

コンビニにおける1件あたりの取扱上限金額である30万円を超えない税額であること

納税者が多く、県民の利便性の向上に効果のある税目であること

その他の県税に関するコンビニ納付については、上記3条件のいずれかを満たさないため、現時点での導入は困難です。

納税通知について

「納税通知が届くのが遅く、納期までの期間が短い。」

〔回答〕

自動車税は、4月1日現在の登録された所有者(割賦販売(ローンでの購入)等で、売主が所有権を保留しているときは使用者)に課税されます。所有者の調査を行い、納税通知書を作成する作業を経て、自動車税の納期(三重県県税条例第128条第1項により5月1日から5月31日までと定められています。)にあわせて発送を行います。ただし、コスト削減のため、一定期間内(通常配達日数+7営業日以内)に配達する契約を行っているため、地域によって配達日に差が生じる場合があります。

到着から納期限まで2～3週間の期間がありますので、その間に納付していただきますようご理解願います。

(5) 県税事務所については、「身近でなく、何をしているところかわからない」というご意見をいただきました。

県税事務所は、税法に基づき、県税に係る課税・徴収の業務を行っています。県民の皆様身近なサービスとしては、納税証明書の発行や、各種申請の受付、納税相談等を行っています。所在地については、Q12を参照してください。

他に、「土日、昼休み、時間外の対応をしてほしい。」「混雑時など、待たされることがあるので、職員全員が何でも対応できるようにしてほしい。」とのご要望もいただいております。開庁時の昼休みについては、窓口対応を行っております。一方で、土日及び祝日、時間外(17:15以降)については、最も窓口対応利用率が高かった自動車税が、平成19年度からコンビニで納付できるようになったこと、口座振替の利用も可能であることから、利用頻度とコスト面の観点から、窓口での対応は行わないこととしておりますので、ご理解願います。

また、職員は窓口でお客様をお待たせすることのないよう心がけておりますが、件によっては担当に引継ぎが必要な場合があり、この場合には、お待ちいただく理由を説明させていただきますのでご理解ください。

県税についての詳しい情報は、

「県税のページ」(<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>)をご覧ください。